特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	源泉徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高槻市は、源泉徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

高槻市長

公表日

令和7年4月21日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務		
①事務の名称	源泉徴収事務		
②事務の概要	当該事務については、給与・報酬等の支払者い、所得税法第225条及び第226条に基づ。の1月末までに税務署に提出する事務、同時る。この際に、番号法第9条第4項の規定のと第三者の個人番号を記載した法定調書の提出	き、支払の明細を記載した源泉徴収票や支 に給与支払報告書を関係市区町村に提出 おり、所得税法で規定する事務処理に関し	払調書を翌年 する事務があ ンて必要とされる
③システムの名称	財務会計システム		
2. 特定個人情報ファイル	名		
相手方情報ファイル			
3. 個人番号の利用			
法令上の根拠	番号法第9条第4項		
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠			
5. 評価実施機関における	担当部署		
①部署	会計課		
②所属長の役職名	会計課長		
6. 他の評価実施機関			
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求		
請求先	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 総務部 法務ガバナンス室 TEL:072-674-7322 FAX:072-67	4-7837	
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ		
連絡先	〒569-8501 高槻市桃園町2番1号 高槻市 会計課 TEL:072-674-7102 FAX:072-67	4-1085	
9. 規則第9条第2項の適	H	[]適用	Jt:
適用した理由			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]		i]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	6年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満		
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
				<選択肢>			
		_		1) 基礎項目評価書			
基礎 基礎	項目評価書]		2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書			
				3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
	た 郷田ニーン・一は フ	レブレチト		ᄗᅑᄺᅕᇆᄿᇇᄼᆝᄓᅙᄾᄮᅉᇫᇎᄱᅝᅙᅶᄱᅝᄀᆇ			
2)又は3)を選択した評価美 されている。	他機関については、そ	れてれ里点	は月日評価書义は全場	[目評価書において、リスク対策の詳細が記載			
211 (11%)							
2. 特定個人情報の入手(ウェルング)	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた入手を除く	。)			
				<選択肢>			
目的外の入手が行われるリ		- -	7	1) 特に力を入れている			
スクへの対策は十分か	[十分であ	ある]	2) 十分である			
				3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							

目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か]	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託			[0]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	妘(委託や情報提供ネット「	フークシステムを通	じた提供を除く。)	[]]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[〇]接続しない(入手)	0]]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[1	<選択肢> 1)特に力を入れ 2)十分である 3)課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・	消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる	作業はな	tiv .
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
判断の根拠	バー登録の際には、本人	からのマイナンバー して手作業が介在	ー登録事務に係る横断的な -取得を徹底している。また するが複数人での確認を行 られる。	:、上記の	ほか、申請書に記載さ
9. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[O] 内部	『監査 []	外部監	查

10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	く選択肢>[十分に行っている]1) 特に力を入れて行っている2) 十分に行っている3) 十分に行っていない					
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実	施する				
最も優先度が高いと考えられ る対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じたお6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	・特定個人情報を含むUSB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。また、使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策はしと	「十分である」				

変更箇所

发史固川								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
令和4年9月16日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	番号法第9条第3項	番号法第9条第4項	事後				
令和4年9月16日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第3項	番号法第9条第4項	事後				
令和5年11月1日	IV リスク対策 8. 監査	自己点検のみ	自己点検、内部監査	事後				
令和7年4月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 11.最も優先度が高いと考え られる対策	-	項目の追加	事後				